

令和 7 年度北広島町行政区長会議次第

日 時：令和 7 年 4 月 22 日（火）9：30～

場 所：大朝地域づくりセンター 1 階集会室

1. 開 会
町民憲章唱和
2. 町長あいさつ
3. 北広島町執行体制及び課長等の紹介
4. 報告・依頼事項
○令和 7 年度当初予算・財政状況
○各課からのお知らせ
5. 意見交換
6. その他
7. 閉 会

北広島町町民憲章

私たちは、先人たちの思いを受け継ぎ、源流域の自然と田園文化が息づく北広島町で暮らすことに誇りを持ち、平和で豊かな郷土を築くためにこの憲章を定めます。

- 一. 自然の恵みを大切にし、生かし、美しく住みよい町をつくります。
- 一. 伝統を大切にし、文化を高め、次世代につながる町をつくります。
- 一. 人を大切にし、互いを認め、思いやりのある町をつくります。
- 一. 地域の産業を大切にし、希望あふれる町をつくります。
- 一. 健康を大切にし、笑顔が輝く、活力ある町をつくります。

（平成 27 年 2 月 1 日制定）

令和 7 年度北広島町行政区長会議次第

日 時：令和 7 年 4 月 22 日（火）13：30～
場 所：北広島町まちづくりセンター
きたひろホール

1. 開 会
町民憲章唱和
2. 町長あいさつ
3. 北広島町執行体制及び課長等の紹介
4. 報告・依頼事項
○令和 7 年度当初予算・財政状況
○各課からのお知らせ
5. 意見交換
6. その他
7. 閉 会

北広島町町民憲章

私たちは、先人たちの思いを受け継ぎ、源流域の自然と田園文化が息づく北広島町で暮らすことに誇りを持ち、平和で豊かな郷土を築くためにこの憲章を定めます。

- 一. 自然の恵みを大切にし、生かし、美しく住みよい町をつくります。
- 一. 伝統を大切にし、文化を高め、次世代につながる町をつくります。
- 一. 人を大切にし、互いを認め、思いやりのある町をつくります。
- 一. 地域の産業を大切にし、希望あふれる町をつくります。
- 一. 健康を大切にし、笑顔が輝く、活力ある町をつくります。

（平成 27 年 2 月 1 日制定）

令和 7 年度北広島町行政区長会議次第

日 時：令和 7 年 4 月 25 日（金）9：30～
場 所：芸北文化ホール 多目的ホール

1. 開 会
町民憲章唱和
2. 町長あいさつ
3. 北広島町執行体制及び課長等の紹介
4. 報告・依頼事項
○令和 7 年度当初予算・財政状況
○各課からのお知らせ
5. 意見交換
6. その他
7. 閉 会

北広島町町民憲章

私たちは、先人たちの思いを受け継ぎ、源流域の自然と田園文化が息づく北広島町で暮らすことに誇りを持ち、平和で豊かな郷土を築くためにこの憲章を定めます。

- 一. 自然の恵みを大切にし、生かし、美しく住みよい町をつくります。
- 一. 伝統を大切にし、文化を高め、次世代につながる町をつくります。
- 一. 人を大切にし、互いを認め、思いやりのある町をつくります。
- 一. 地域の産業を大切にし、希望あふれる町をつくります。
- 一. 健康を大切にし、笑顔が輝く、活力ある町をつくります。

（平成 27 年 2 月 1 日制定）

令和 7 年度北広島町行政区長会議次第

日 時：令和 7 年 4 月 25 日（金）13：30～

場 所：豊平地域づくりセンター 大会議室

1. 開 会
町民憲章唱和
2. 町長あいさつ
3. 北広島町執行体制及び課長等の紹介
4. 報告・依頼事項
○令和 7 年度当初予算・財政状況
○各課からのお知らせ
5. 意見交換
6. その他
7. 閉 会

北広島町町民憲章

私たちは、先人たちの思いを受け継ぎ、源流域の自然と田園文化が息づく北広島町で暮らすことに誇りを持ち、平和で豊かな郷土を築くためにこの憲章を定めます。

- 一. 自然の恵みを大切にし、生かし、美しく住みよい町をつくります。
- 一. 伝統を大切にし、文化を高め、次世代につながる町をつくります。
- 一. 人を大切にし、互いを認め、思いやりのある町をつくります。
- 一. 地域の産業を大切にし、希望あふれる町をつくります。
- 一. 健康を大切にし、笑顔が輝く、活力ある町をつくります。

（平成 27 年 2 月 1 日制定）

令和6年度 募金等の集金状況及び報告

○各団体から依頼を受けてお願いした募金等活動状況は、次のとおりです。大変ありがとうございました。

団体名	募金等 名称	募金等総額(円)	募金等 依頼 時期	募金等の使途	関係課	R5実績(円)
北広島町公衆衛生推進協議会	会費	1,508,400	4月	不法投棄パトロール等の活動費、研修費及び協議会の事務費、運営費	環境生活課	1,513,800
北広島町公衆衛生推進協議会	環境・健康募金	1,002,050	4月	不法投棄パトロール等の活動費、研修費及び協議会の事務費、運営費	環境生活課	1,002,850
日本赤十字社広島県支部 北広島町分区 (北広島町社会福祉協議会)	会費	2,492,100	5月	災害救護、国際活動、講習普及、青少年活動、医療事業、血液事業	福祉課	2,549,543
北広島町青少年育成推進協議会	会費	497,400	6月	こども110番ステッカー、青少年育成キャンプ、家庭教育講演会	教育課	508,600
北広島町社会福祉協議会	会費	2,541,000	7月	「お互い様」や「支え合い」による地域づくり福祉事業 (広報紙、福祉車両貸出、会議や研修費用など事業活動費)	福祉課	2,580,500
北広島町防犯組合	会費	516,600	8月	4支部へ配分 各支部において、防犯灯設置補助	総務課	522,600
北広島町共同募金委員会 (北広島町社会福祉協議会)	赤い羽根共同募金	3,871,103 (内戸別2,875,150)	10月	お互い様の社会づくり、寄附文化の発展を目指す福祉活動を行う団体へ助成	福祉課	3,855,045 (内戸別2,960,350)

○北広島町行政区長の設置に関する規則

平成17年2月1日規則第9号

改正

平成19年3月26日規則第5号

北広島町行政区長の設置に関する規則

(設置)

第1条 この規則は、町と地域間の連絡調整等に関する業務の円滑化を図るため、町内の行政区に北広島町行政区長（以下「行政区長」という。）を置く。

(業務及び推薦)

第2条 町長は、次に掲げる業務を円滑に行うため、行政区を通じてこれを行う。

- (1) まちづくり等住民自治意識の高揚及び実践活動に関すること。
- (2) 各種調査及び報告に関すること。
- (3) 各種募金等に関すること。
- (4) 各種委員等の推薦に関すること。
- (5) 町と地域との連絡調整に関すること。
- (6) 町長が特に必要と認めた事務処理に関すること。

2 行政区は業務を処理するため、行政区の代表者を行政区長として、町長に推薦するものとする。

(委嘱)

第3条 町長は、行政区から推薦された者を行政区長として委嘱する。

(任期)

第4条 行政区長の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第5条 行政区長の報酬等の支給については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年北広島町条例第34号）の定めるところによる。

(補則)

第6条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行により新たに委嘱される行政区長の任期は、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成19年3月26日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

令和7年度 当初予算 及び財政状況について



財政政策課

令和7年度当初予算の概要

《令和7年度当初予算編成の基本方針》

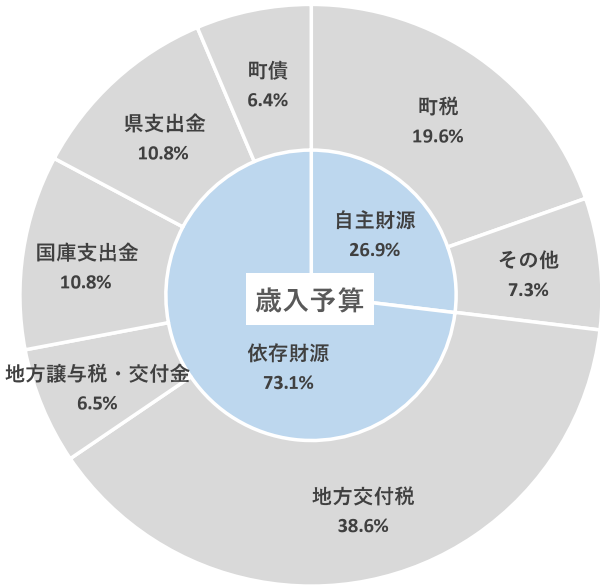
令和7年度当初予算(骨格)の編成にあたっては、「長期化する物価高騰」「急速に進むデジタル化」「賃上げ、金利上昇」などの動向を注視しながら、厳しい環境においても財政の健全化を保持し、将来にわたり持続可能な財政基盤を構築するとともに、目まぐるしく変化する社会経済情勢や新たな行政課題を的確に捉えつつ、中長期的な視点に立ったうえで、各種施策が現世代及び将来世代にわたって効果が発揮されるよう、「第2次北広島町長期総合計画【改訂版】」「第3期北広島町総合戦略」に掲げる事業を着実に実施していくための財源を捻出したうえで、各種施策を積極的に進めるための予算配分を行った。

令和7年度当初予算の概要

一般会計予算	151億円 (対前年度 ▲4億4,000万円 ▲2.8%)
特別会計予算	58億7,250万円 (対前年度 800万円 +0.1%)
・国民健康保険特別会計	21億9,000万円
・介護保険特別会計	30億6,800万円
・電気事業特別会計	7,200万円
・芸北財産区特別会計	50万円
・診療所特別会計	1億5,900万円
・後期高齢者医療特別会計	3億8,300万円

令和7年度 当初予算の概要

■一般会計当初予算 151億円（歳入）

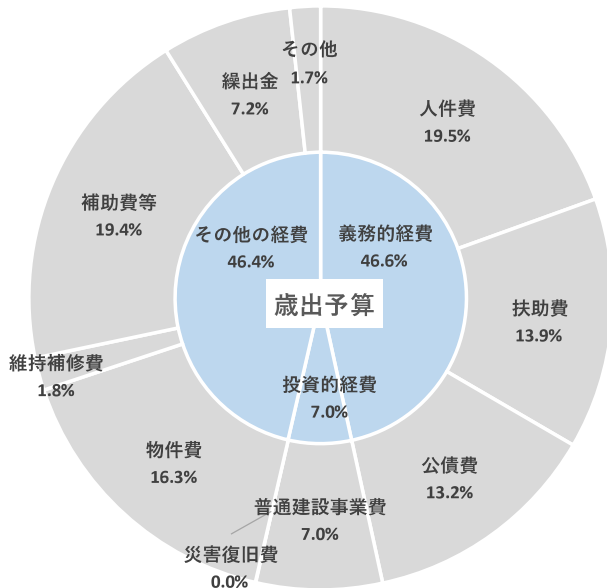


自主財源	町税	29億6,437万円
	その他	11億2,240万円
	小計	40億8,677万円
依存財源	地方交付税	58億2,000万円
	地方譲与税・交付金	9億6,483万円
	国庫支出金	16億3,547万円
	県支出金	16億3,073万円
	町債	9億6,220万円
	小計	110億1,323万円
合計		151億円

その他内訳	7.3%
分担金及び負担金	0.2%
使用料及び手数料	1.1%
財産収入	0.2%
寄附金	0.8%
繰入金	3.1%
繰越金	0.0%
諸収入	1.9%

令和7年度 当初予算の概要

■一般会計当初予算 151億円（歳出）



義務的経費	人件費	29億4,523万円
	扶助費	20億9,498万円
	公債費	19億9,024万円
	小計	70億3,044万円
投資的経費	普通建設事業費	10億5,947万円
	災害復旧費	0万円
	小計	10億5,947万円
その他経費	物件費・維持補修費	27億3,480万円
	補助費等	29億2,685万円
	繰出金	10億9,489万円
	その他	2億5,355万円
	小計	70億1,009万円
合計		151億円

令和7年度 当初予算の主要施策

I 活力ある産業の創造と成長	予算額(万円)	担当課
・農業振興事業(農山漁村発イノベーション整備事業等)【一部新規】 ※国・県交付金	6, 322	農林課
・中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払事業【継続】 ※国・県交付金	53, 141	
・水田農業推進対策事業(産地パワーアップ事業等)【継続】 ※県交付金	6, 738	
・林業振興対策事業(新たな森林の価値創造事業等)【継続】 ※森林環境譲与税	6, 903	
・地域活性化起業人活用事業【継続】	280	商工観光課

令和7年度 当初予算の主要施策

Ⅱ にぎわいと活気に満ちたまちづくり	予算額(万円)	担当課
・町有住宅管理事業(屋上防水改修等) ※住宅使用料、国交付金	3,902	建設課
・子育て世代包括支援センター事業(ネウボラ)【継続】 ※県交付金	359	こども 家庭課
・豊平学園第2校舎改修事業【新規】 ※地方債	5,000	教育課
・農山村体験推進事業関係補助金・いなか体験サポート事業補助金【継続】	1,271	商工観光課
・豊平総合運動公園体育館屋根改修事業【新規】 ※地方債	17,474	まちづくり 推進課

令和7年度 当初予算の主要施策

Ⅲ 安心して元気に暮らせる地域の創出	予算額(万円)	担当課
・乳幼児等医療費支給事業【継続】	4,129	町民保健課
・元気づくり推進事業【継続】	2,982	
・健康診査事業(アピアランスケア事業等)【継続】	4,407	
・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業【継続】	1,127	
・妊婦のための支援給付事業【継続】	1,025	こども 家庭課
・通所、通院費補助事業【継続】	630	福祉課

令和7年度 当初予算の主要施策

Ⅳ 生活基盤の強化・強靱化	予算額(万円)	担当課
・地域コミュニティ拠点施設整備事業【継続】 ※団体助成金、地方債	4, 865	まちづくり 推進課
・道路新設改良事業【継続】 ※国交付金、地方債	11, 616	建設課
・橋りょう維持修繕事業【継続】 ※国交付金、地方債	14, 361	
・新エネルギー等普及啓発事業(ゼロカーボン推進事業)【継続】 ※国交付金	6, 374	環境生活課
・消防救急デジタル無線部分改修事業【継続】 ※地方債	10, 574	消防本部

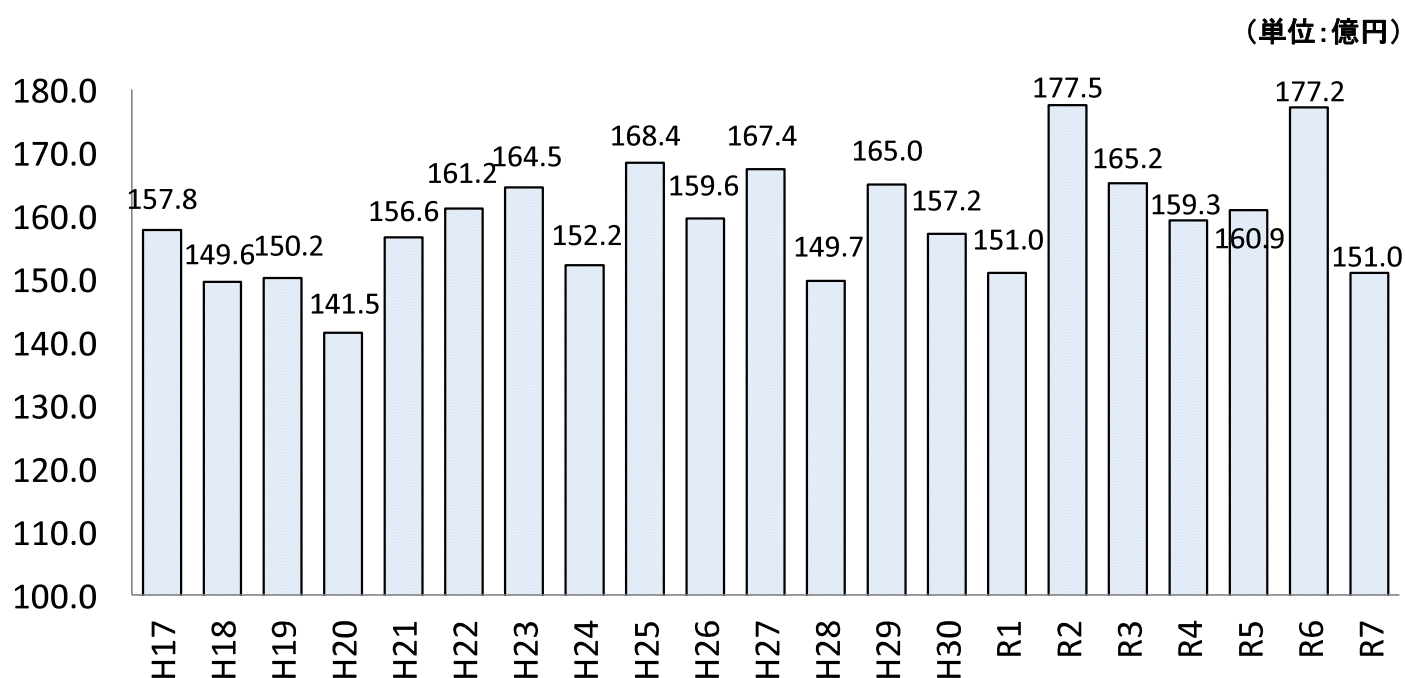
令和7年度 当初予算の主要施策

Ⅳ 生活基盤の強化・強靱化	予算額(万円)	担当課
・高規格救急車更新事業【新規】 ※地方債	5, 051	消防本部
・Jアラート機器等更新事業【新規】 ※地方債	1, 493	危機管理課

令和7年度 当初予算の主要施策

V 住民のための行財政運営	予算額(万円)	担当課
・ふるさと寄附事業【継続】	5,099	まちづくり 推進課
・きたひろ学び塾事業【継続】	140	
・地域づくり交付金事業【継続】	2,487	
・地域施工支援事業【継続】	600	建設課
・町有施設解体撤去事業【継続】 ※地方債	1,573	管財課

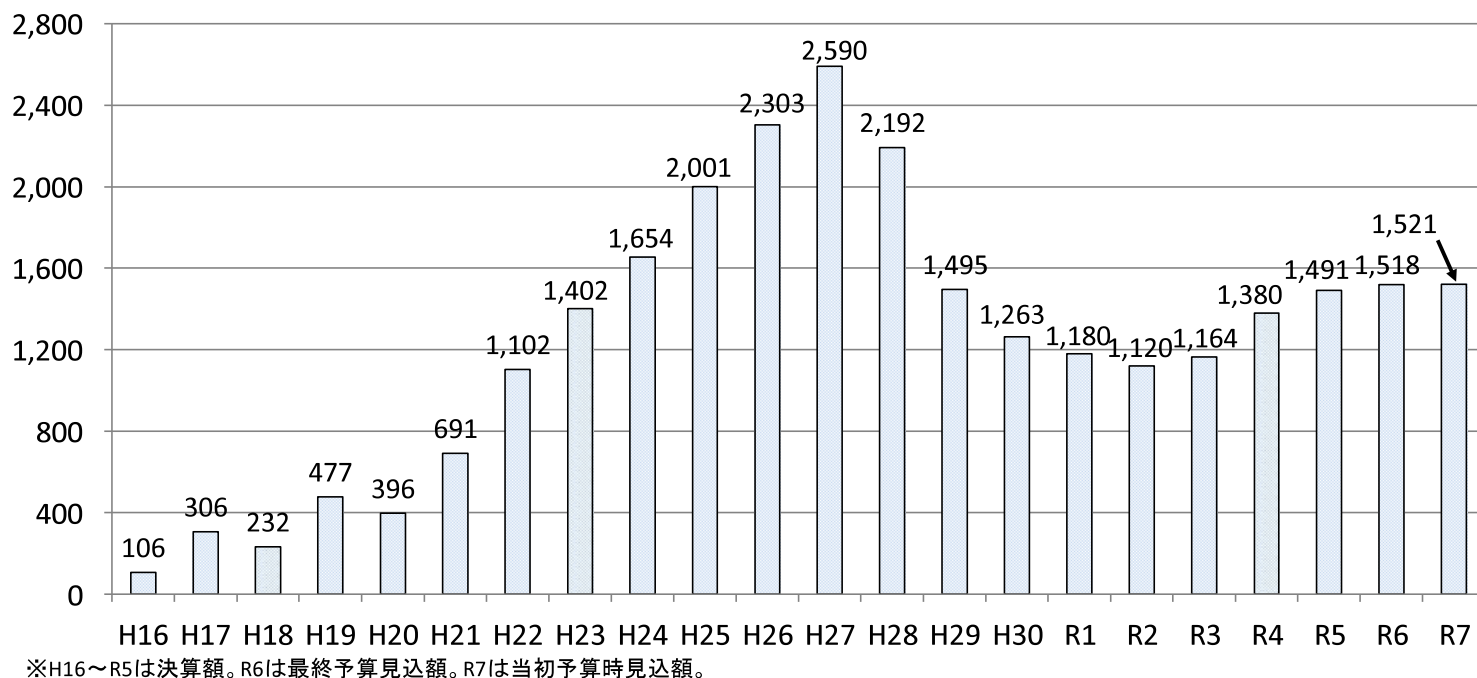
北広島町の財政状況(決算額の推移)



※H17～R5は決算額。R6は最終予算額。R7は当初予算額

北広島町の財政状況(財政調整基金の状況)

(単位:百万円)



財政健全化の取り組み

引き続き、人件費や事務的経費等内部管理経費の削減を進めます。

「公共施設等総合管理計画」の方針に基き、町が保有する公共施設の廃止や統合などを含めスリム化を図り、財政負担の軽減を図りながら行政サービスの維持を図っていきます。

投資的事業の削減や平準化による歳出抑制、公債費の低減を図っていきます。

令和7年度 北広島町地域活動・支援事業一覧

補助金名称	防犯灯設置補助金	北広島町自主防災組織補助金	北広島町避難の呼びかけ体制構築・実践支援事業費補助金	がんばる地域応援補助金	コミュニティホーム整備費補助金
担当課	総務課	危機管理課	危機管理課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
要 旨	地域住民の生活と安全を守るため、地域住民組織が設置する防犯灯の経費の一部を補助する。	災害に強い町づくりを推進するために、地域住民が自主的に設立した防災組織に対して、設立経費及び資器材購入に要する経費について補助する。	住民の早期避難を促すため、避難の呼びかけ体制の構築・実践に係る取組を行う自主防災組織に対して、補助金を交付する。	地域の課題を解決することや地域の特性を生かした魅力ある元気な地域づくりを推進するため、地域住民が主体的に企画立案し、地域振興活動に取組む地域に対して補助する。	新しいコミュニティづくりと魅力あるふるさとづくりを推進するため、地域住民自らが行うコミュニティホーム整備事業に要する経費に対し補助金を交付する。
補助対象経費	防犯灯の新設及びLEDへの転換に要する経費	①自主防災組織の設立経費 ②資器材購入経費	自主防災組織が、避難の呼びかけ体制の構築又はその実践と住民への周知を図るとともに、個人の避難行動計画(マイ・タイムライン等)を普及するために行う取組のうち、必要な事業の実施に係る経費。	①事業計画の策定経費 ②新たな地域振興活動経費	①建物の新築工事費 ②建物の増改築工事費(30万円以上) ③建物の維持補修及び同一敷地内の舗装工事費(30万円以上) ④建物の取得に要する経費及び当該建物の増改築又は維持補修に要する経費
補助金額	1灯につき5,000円を限度とし、予算の範囲内とする。	①自主防災組織の設立経費(10,000円+防災組織構成世帯数に200円を乗じた額)とし、予算の範囲内で交付。 ②資器材購入経費(50,000円+防災組織構成世帯に1,000円を乗じた額)とし、予算の範囲内。	補助対象事業に要した経費の総額とし、25,000円を上限とする。ただし、初年度の1回に限り、75,000円を限度として加算する。	1団体あたり1回に限り9万円(上限)とし、予算の範囲内。町長が必要と認めた場合は、複数回の交付をすることができる。	補助対象経費の2分の1とし、予算の範囲内。「上限」 ・新築工事 800万円 ・増改築及び維持補修工事 300万円、うち舗装にかかる経費部分 100万円 ・施設の取得経費 200万円
備 考		資器材購入費が補助金額を下回る場合は、資器材購入費の額が上限	事業費が補助金額を下回る場合は、事業費の額が上限		
7年度当初予算額(万円)	50	180	1,075	0	317

令和7年度 北広島町地域活動・支援事業一覧

補助金名称	資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動事業	結婚支援イベント補助金	森づくり事業 (交付金事業)	有害鳥獣対策 (被害防止・捕獲促進)	地域施工支援事業
担当課	環境生活課	こども家庭課	農林課	農林課	建設課
要 旨	廃棄物の減量化、再資源化を目的とし、リサイクル運動を行うことにより住民の環境意識の向上を図る。	少子化対策の一環として、独身者の結婚促進のため、結婚支援活動を開催する団体を支援する。	①里山林などの保全活用に関する取組を支援する。 ②緑と触れ合う場を活用した交流を促進する取組を支援する。	有害鳥獣による農作物などへの被害を防止するため、 ①耕作地への侵入を防止する ②有害獣捕獲を促進する取組を支援する。	国または県の補助対象事業とならない町道、農道、林道、橋梁、公共性の高いかんがい施設の改良、修繕、災害復旧工事、土地改良事業、治山事業について、事業を行う者に対し、その要する経費について補助金の交付、又は原材料を支給する。
補助対象経費	ごみのリサイクル運動の経費	20歳以上の独身男女を集め、町内会場で婚活イベントを開催する団体に対する、飲食費や宿泊費を除く必要経費。	①里山林保全活用支援事業 森林整備活動に必要な経費、資材、器具購入費等 ②森林・林業体験活動支援事業 森林をテーマに実施する学習会や体験活動の運営費等	①有害獣被害防止事業 トタン・電気柵等の資材費(購入費:3万円超のもの) ②有害鳥獣捕獲促進事業 囲いわな(固定式)10万円以上 箱わな(移動式)5万円以上 小型箱わな5千円以上のわな購入費 ○狩猟免許取得に要する経費	①地元住民が請負い実施する、道路・水路・災害復旧他の改良・修繕等に要する工事費 補助金については事業費10万円以上のものであること。 ②地元住民が直接実施する工事に要する原材料費
補助金額	新聞・雑誌・紙パック等の古紙 アルミ缶 スチール缶 ペットボトル 衣類 びん類 廃食油 に対し1キログラムあたり7円の助成。	必要経費の100%以内。 1団体につき年間60万円を上限とし、予算の範囲内とする。	①、②共に 事業費の100%以内 限度額:50万円以内	①有害獣被害防止事業 補助率:10分の3以内 ②有害鳥獣捕獲促進事業 囲いわな(固定式) 補助率:10分の5以内 箱わな(移動式) 補助率:10分の5以内 小型箱わな 補助額:5千円/個 ○狩猟免許取得補助 補助額:1万円/人	1事業につき補助金は20万円、原材料費は10万円を限度額とする。また、補助金については補助対象工事費の4割～5割を補助する。ただし、道路、水路、頭首工、ため池については、受益戸数が2戸以上であること。
備 考				(補助限度額) ①有害獣被害防止事業 限度額:5万円(個人) 限度額:10万円(集落ぐるみ)※複数の農家で取組む場合を含む ②有害鳥獣捕獲促進事業 囲いわな(固定式) 限度額:10万円/基 箱わな(移動式) 限度額:5万円/基	(補助率) 道路・橋梁⇨工事費の5割 水路等(新設)⇨工事費の4割 水路等(災害)⇨工事費の4割 農地(災害)⇨工事費の5割 土地改良⇨工事費の4割 治山(災害)⇨工事費の5割
7年度 当初予算額 (万円)	235	72	1,200	500	600

令和 7 年度 各課からのお知らせ

広島県北広島町

■総務課	1
■危機管理課	7
■管財課	9
■税務課	11
■町民保健課	13
■福祉課	14
■環境生活課	15
■農林課	20
■商工観光課	21
■教育委員会 教育課	22

【お知らせ・依頼事項】

行政区長の主な業務・報酬等につきましては次のとおりです。

地域との連携のため、ご協力をお願いします。

(1) 行政区長の主な業務内容

① 文書配布業務について

シルバー人材センターの受託員から配布文書が届く日（毎月第3金曜日）

4/18	5/16	6/20	7/18	8/15	9/19
10/17	11/21	12/19	1/16	2/20	3/19

前日の木曜日に、行政区ごとの袋詰め作業を行っています。

配布部数・回覧枚数の変更がある場合は、本庁総務課又は各支所住民係へ電話でお知らせください。

文書の持ち込みのための準備もありますので、第2金曜日までに連絡された場合は当該月から変更が可能です。

② 団体からの会費・募金等の集金について

合併前の旧4町で、役場が事務局をしている団体や公共的団体については、行政区を通じて会費・募金等を集金していただいていた実態がありました。

町民が相互に協力し、地域福祉を推進するという観点からも、「行政区長の設置に関する規則」の中で区長業務として位置付けさせていただいています。

また、会費・募金等の一部は、地域に分配され、地域活動支援に利用されていますので、今後も集金のご協力をお願いします。（区長会資料1ページに記載）

(2) 報酬・配布業務委託料

① 行政区長報酬

区分	年報酬額	四半期ごと支払額	源泉後
100世帯以上の行政区	85,000 円	21,250 円	20,600 円
10世帯以上100世帯未満〃	65,000 円	16,250 円	15,753 円
10世帯未満の行政区	55,000 円	13,750 円	13,329 円

支払日：支払日が土・日・祝日にあたるときはその前日

区分	支払日	区分	支払日
4～6 月分	R7. 6. 13	7～9 月分	R7. 9. 12
10～12 月分	R7. 12. 15	1～3 月分	R8. 3. 13

※口座振替依頼書に記入されている口座に振り込みます。

②行政文書配布業務委託料

委託料：1件2,400円／年

四半期（3か月）ごとに配布部数実績に応じて支払い。支払日が土・日・祝日にあたるときはその翌日

区分	支払予定日	区分	支払予定日
4～6月分	R7.7.10	7～9月分	R7.10.10
10～12月分	R8.1.13	1～3月分	R8.4.10

※請求書に基づいて支払いをするため、お配りしています請求書（4～6月分）に記入・押印のうえ、返信用封筒で提出をお願いします。（4月30日までに）

（金額は入れないでください。訂正する場合は必ず訂正印を押してください。）

その他3枚は、7月の振込を確認後、口座振替先等を町で記入して7月の区長配布日に同封しますので、押印して提出をお願いします。

(3)行政区長名簿の外部提供

区長名簿については、個人情報保護等の観点から原則提供しないことが基本的な考え方ですが、学校、社会福祉協議会、シルバー人材センター、各地域協議会等の公的・公共的機関・団体等については、業務の性質上、各行政区長との関わりや通知・依頼事項もあるため、名前・住所・電話番号の提供についてご了解をお願いします。

その他、例えば、電柱移転工事や住宅建築、水利関係の確認等、民間事業者が工事をする場合、「関係行政区長に事前説明をするため名前を教えてほしい」と求められる場合が多く、名前と電話番号の提供についてご了解をお願いします。

提供を希望される場合は、個人情報外部提供申請書の提出が必要です。

営利団体に提供しないことはこれまでどおりです。

(4)令和7年国勢調査 調査員について

国勢調査は5年に1度実施する最も重要な統計調査で令和7年10月1日を基準日に実施されます。

後日、各区长宛に該当調査区の調査員推薦依頼文書をお送りしますので、文書が届きましたら、調査員のご推薦について、ご対応をお願いします。

※R2 国勢調査では、5月中旬に各行政区長へ依頼文書を郵送させていただき、6月中旬を提出〆切にしています。

R7 国勢調査についても同じような期間となり、回答期限が短く申し訳ありませんが、よろしくをお願いします。

即時放送の登録手順

【 注 意 事 項 】

放送登録できる電話機はトーン式の電話に限ります。

黒電話やパルス式電話機からは登録が行えません。

切替器が付いている電話機の場合はトーン式に切り替えてください。

電話をかける。 (0 8 2 - 2 0 8 - 2 2 2 2)

* ボタンを押してください

入力



①暗証番号の入力 (番号3桁 と # を押す)

シャ-フ°



②地区番号の入力 (番号3桁 と # を押す)

シャ-フ°

※必ず3桁の番号と # を入力してください。

シャ-フ°

話す



③内容を話す。 (5分以内)

※ “ピー” という発信音の後にお話してください。

話終わったら④へ



入力



④録音確認 (0 と # を押す)

シャ-フ°



⑤登 録 (1 と # を押す)

シャ-フ°

⑥電話を切る。 (終 了)

※途中で電話を切った場合、
放送は行われません。

日時指定放送の登録手順

【 注 意 事 項 】

放送登録できる電話機はトーン式の電話に限ります。

黒電話やパルス式電話機からは登録が行えません。

切替器が付いている電話機の場合はトーン式に切り替えてください。

電話をかける。 (082-208-2222)

* ボタンを押してください

入力



①暗証番号の入力 (番号3桁 と # を押す)

シャープ



②地区番号の入力 (番号3桁 と # を押す)

シャープ

※必ず3桁の番号と # を入力してください。

シャープ

話す



③内容を話す。 (5分以内)

※ “ピー” という発信音の後にお話してください。

話終わったら④へ



④録音確認 (0 と # を押す)

シャープ



⑤日時設定 (2 と * と 日時分と # を押す)

こめ

シャープ

例 : (2 * 081730#) = 8日17時30分



※登録日から最大28日後まで登録できます。

⑥登 録 (2 と # を押す)

シャープ

入力



⑦電話を切る。 (終 了)

※途中で電話を切った場合、
放送は行われません。

注 意 事 項

- ◆途中で電話を切った場合には、放送は行われません。
- ◆入力操作はガイダンス後、10秒以内に入力しないと電話が切れるようになっています。
- ◆暗証番号（3桁）を間違った場合は、一度電話を切ってやり直してください。
- ◆地区番号（3桁）を間違った場合は、電話を切らずに3回までやり直しが行えます。
（但し、「#」を押さないと10秒後に電話が切れます。）
- ◆日時指定登録は、登録を行う日から最大28日後まで登録できます。
（正しい入力でない場合には無効を伝えるガイダンスが流れます。）

【 日時入力の例 】

日にち : 1日＝01 ／ 15日＝15
時間 : 午前9時＝09 ／ 午後8時＝20
分 : 00～59 まで ちょうどの場合は＝00

- ◆午前3時から5分間はメンテナンス中の時間帯のため登録をお避けください。

グループ告知放送の利用について

グループ放送は、地域行事等の自治・地域活動に関する放送を行うことができます。
自宅の電話から操作でき、N T T、I P 電話、携帯電話のどれでも可能です。

(黒電話等のパルス式電話機は対応していません)

簡単な操作で地域の方にお知らせを伝えることができるので、積極的な活用をお願いします。

1. グループ告知放送の申込み

- ①グループ告知放送利用申込書（別紙）を役場総務課へ提出してください。
- ②役場総務課から地区番号と暗証番号を通知します。

2. 放送の方法

別紙の登録手順書を参考にしてください。

3. 放送のきまり

きまりを守って160字以内で簡潔・明瞭に放送してください。

○放送してはならないもの

- ・ 私的な内容
- ・ 基本的人権を侵害する内容
- ・ 政治性のある内容又は選挙運動に関する内容
- ・ 広告放送など営利を目的とする内容
- ・ 宗教性のある内容又は迷信若しくは非科学的な内容
- ・ 社会問題についての主義主張に関する内容
- ・ 内容又は責任の所在が不明なもの
- ・ 青少年保護及び健全育成の観点から適切でない内容
- ・ 公序良俗に反する内容又はそのおそれのある内容

○放送内容原稿を、放送した日から2週間後までに役場総務課へ送付してください。
(様式は問いません)

4. 放送の時間帯

○定時放送時間帯以外の時間帯に利用してください。

注) 定時放送時間 朝 6時30分から

昼 12時30分から

夜 19時30分から

目 標

『災害に備えた施設整備と地域体制強化』

取組み

- まちづくり出前講座（防災関係） ※申込書は町ホームページ内にあります。
 - 防災に関する出前講座を希望される場合は、危機管理課にご相談下さい。
（内容：地域防災タイムライン、過去の災害状況、ハザードマップ、防災情報の取得等）

お願い

- 各個人や自主防災組織で出水期までに防災対策を行ってください。減災を図りましょう！
 - 自宅周辺や地域の水路、河川の状況を観察し必要に応じて、清掃等を行ってください。
 - 土嚢袋などを準備し、必要な場所に事前の対策をお願いします。
 - （各地域毎の）避難所開設・運営・閉鎖にご協力ください。
避難所開設などの状況は役場本庁（0826-72-2111）へ随時ご連絡ください。
 - 地域の避難所開設、防災情報を地域単位で放送できます。
（自主防代表者の方へお伝えください。）
「ペーシング放送 082-208-2222 の活用について（総務課資料）」をご参照ください。
 - 自主防災組織設立を検討されておられましたら、危機管理課にご相談ください。
→自主防災組織 R7.3.31 現在 65 組織（組織率 81.65%）

お知らせ

警戒レベルととるべき行動

レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
-----<警戒レベル4までに必ず避難！>-----			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化 のおそれあり	災害への心構えを高める	早期注意情報（気象庁）

※1 市町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

- 危険な場所を確認（安全な場所までの避難経路を含む）
（行動）①水路に泥やゴミが溜まっていたら除去する ②避難経路を確認する
- 情報取得（使いやすいものを普段から使って慣れておく）
（行動）①きたひろ情報アプリ・町公式 LINE ②広島県防災 Web、Yahoo 防災速報など
- 避難情報発令 → 安全な場所へ避難
（行動）①事前に安全な場所を確認する ②避難時に助ける人・助けてもらう人を確認する

備品購入事業

- 災害関連死を防ぐ避難所生活環境向上のため、T（トイレ）K（キッチン）B（ベッド）の必要性が叫ばれています。町では国の交付金等を財源にトイレカーや炊き出しセット、パーティション簡易ベッド等の備品購入を進めています。

避難行動要支援者対策推進事業

- 避難行動要支援者名簿の提供

災害に備えて地域全体で要支援者を支援していく取組みを推進するため、地域での名簿情報の共有を進めています。避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意された方の情報を避難支援等関係者へ提供するなど、災害に備えていきます。避難行動要支援者名簿は、申請により避難支援等関係者に提供します。名簿の提供を希望される場合は、危機管理課へお問い合わせください。

- 個別避難計画の作成

個別避難計画は、災害時に自ら避難することが難しく、特に支援を必要とする高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画です。あらかじめ避難先や避難方法を決めておき、避難の支援者等と情報を共有することで、避難行動要支援者の状況に合わせた支援内容を検討でき、災害時に慌てず避難行動を行うことができます。

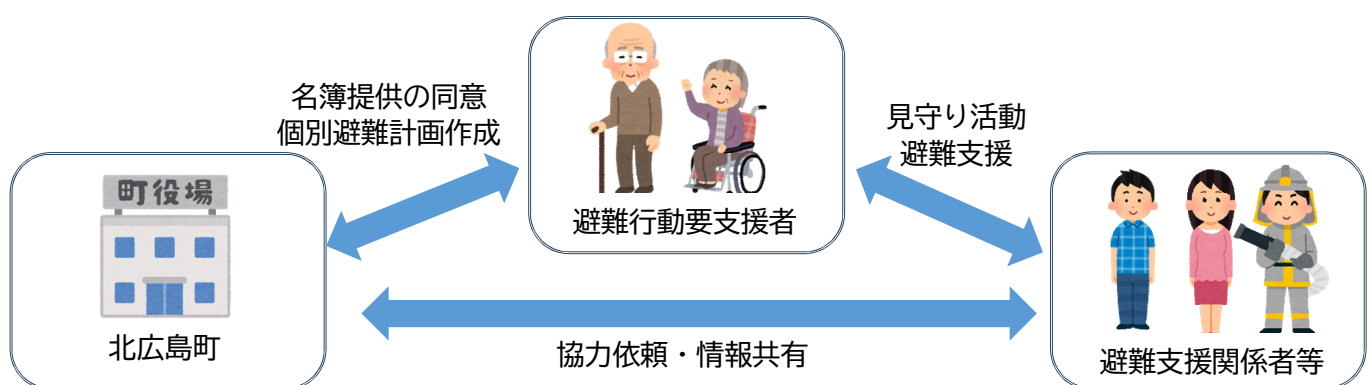
➤ 令和7年3月31日現在の取組状況

要支援者のうち平時から名簿情報の外部提供同意者 186 人

個別避難計画作成済 12 人

※注意事項

災害時は、支援者も被害に遭い、支援活動ができないことも考えられます。災害の状況によっては支援活動にも限界があります。これらの取り組みは、災害時の避難支援等を必ず保証するものではありません。



❏ 危機管理課からのお願い

米軍機低空飛行の目撃情報をお寄せください。公式 LINE のメニューから通報できます。

国等に対する低空飛行訓練の中止要請等の資料として活用しています。

(参考：目撃情報 R6 年 264 回、R5 年 174 回)

【令和7年度主要事業】

今年度は、千代田地域の南方地区（次郎丸）で現地調査を開始する予定です。
また昨年度より継続して、千代田地域は、川井地区（大槓ヶ平）、寺原地区（小谷）、大朝地域は岩戸地区（東山）の地籍調査事業を実施します。

なお、昨年度から取り入れたリモートセンシング（航測法を用いた地籍調査手法）を実施する方針です。

【依頼事項】

○地籍調査事業推進のお願い

現在、令和8年度以降の地籍調査をおこなう地区の選定作業を行っています。

この地籍事業は、土地の境界を明確にできるだけでなく、今まで時間のかかっていた災害の復旧や公共事業を迅速に実施できます。

このため地籍調査が済んでいない地区の皆様からのご要望・ご協力をお願いします。

【地籍調査の条件】

- ①対象地は、過去地籍調査をおこなっていない地区。
- ②北広島町および広島県のホームページにある「北広島町洪水・土砂災害ハザードマップ」の災害警戒区域に、調査地の字の一部が入っていること。
（※現在、災害警戒区域以外の山林は、国からの予算認定が困難な状況です。）
- ③山林に精通し調査に協力していただける地籍調査推進員を10名程度、選出していただけるようお願いします。
- ④地籍調査は、事業開始から登記完了まで約3～4年かかることをご了承してください。

【事業採択】

- ①前述の【条件】に該当する土地であるか、かつ事業が実施可能かどうかを判断し採択します。
- ②国県などの予算により着手順位を決めさせていただきます。

【資 料】

（単位：km²）

	面積	調査対象面積	調査済面積	進捗率
芸北地域	253.63	244.57	244.57	100.0%
豊平地域	130.66	130.35	124.22	95.3%
大朝地域	90.50	90.28	59.71	66.1%
千代田地域	171.45	171.36	55.99	32.7%
計	646.24	636.56	484.49	76.1%

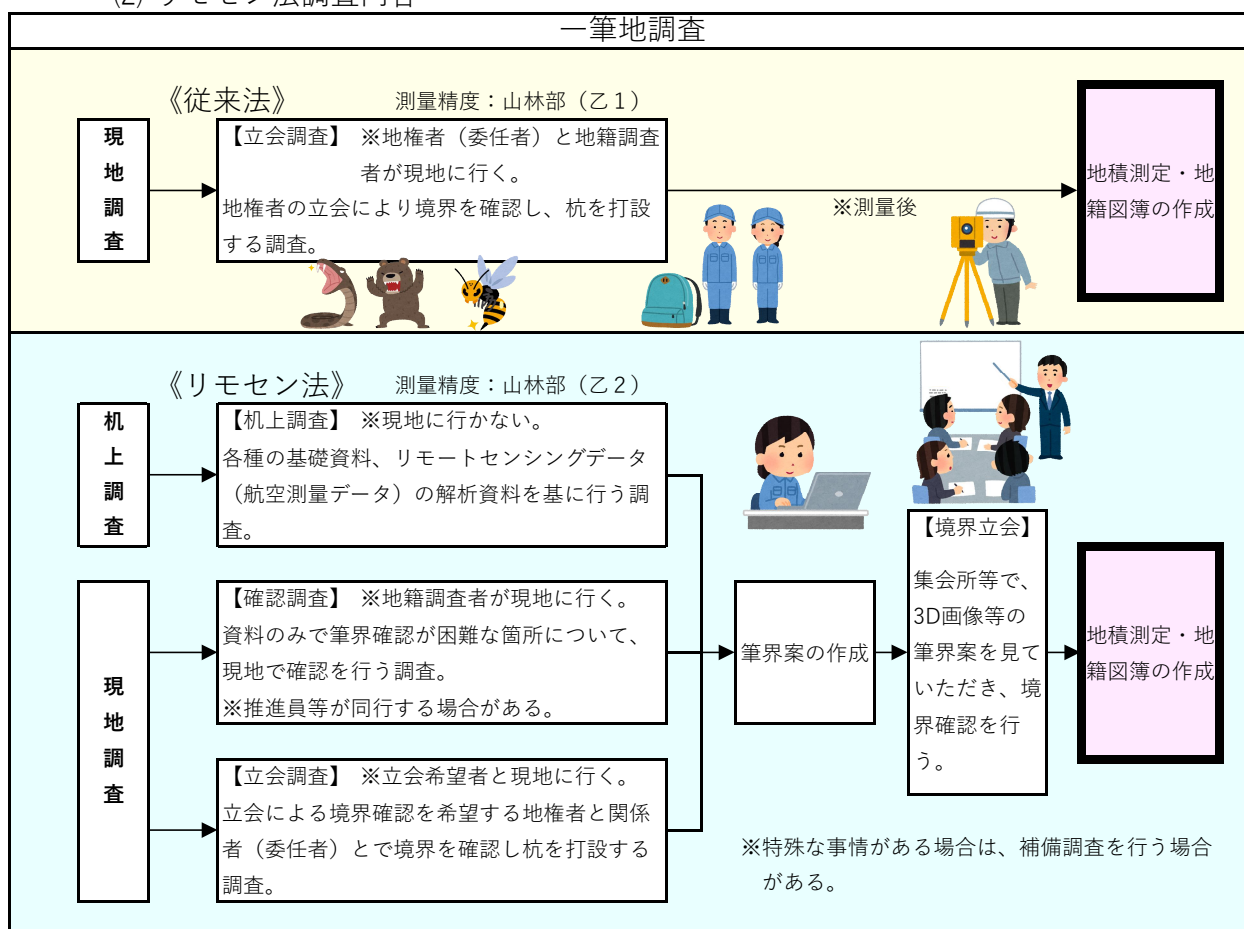
新しい地籍調査について

○ 調査手法について

(1) リモセン法：リモートセンシング技術（航空測量）を用いた地籍調査

傾斜、面積等の条件により杭を打つことが困難な地区においては、安全面の観点から町界、大字界のみ立会調査による杭の打設を行い、その他の土地については、各種参考資料（リモートセンシングデータ等）を基に作成した筆界案の確認を集会所等で実施する。

(2) リモセン法調査内容



令和7年度北広島町 町税等の納期

年	月	納期限		町県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料
		月日	曜日					
令和7年	4						(4月年金特徴)	(4月年金特徴)
	5	6月2日	(月)		1期	全期		
	6	6月30日	(月)	1期			(6月年金特徴)	(6月年金特徴)
	7	7月31日	(木)		2期		1期(普徴)	1期(普徴)
	8	9月1日	(月)	2期			2期(普徴) (8月年金特徴)	2期(普徴) (8月年金特徴)
	9	9月30日	(火)		3期		3期(普徴)	3期(普徴)
	10	10月31日	(金)	3期			4期(普徴) (10月年金特徴)	4期(普徴) (10月年金特徴)
	11	12月1日	(月)		4期		5期(普徴)	5期(普徴)
	12	12月25日	(木)				6期(普徴) (12月年金特徴)	6期(普徴) (12月年金特徴)
令和8年	1	2月2日	(月)	4期			7期(普徴)	7期(普徴)
	2	3月2日	(月)				8期(普徴) (2月年金特徴)	8期(普徴) (2月年金特徴)
	3	3月31日	(火)				9期(普徴)	

* 普徴(普通徴収) : 口座振替又は納付書払い * 特徴(特別徴収) : 年金からの天引き

町税や使用料などの納付

① 口座振替による納付

本庁・各支所または町内の金融機関に備え付けの申込用紙に記入し、振替希望の金融機関で手続きをしてください。

② コンビニ納付

納付書にバーコードが印刷されている場合に納付できます。(1件30万円以下に限る)

③ スマートフォン決済アプリによる納付

・納付書のバーコードを利用する場合・・・PayPay・PayBのみ利用可能

※納付書のQRコードを利用する場合・・・上記以外のアプリでも利用可能

※地方税お支払いサイトを利用する場合・・・クレジットカード、ネットバンキング
なども利用可能

ただし、※の納付方法は、個人住民税・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税のみ、利用できます。

○ 詳しいことは、税務課(☎0826-72-7351)へお問い合わせいただくか、北広島町HPに掲載の【町税や使用料などの納付】の項目をご覧ください。

確定申告は、e-Tax（国税電子申告・納税システム）が便利です。

e-Tax に必要なものは

- ・スマートフォンまたはパソコン
- ・マイナンバーカード（及び署名用と利用者証明用のパスワード）

e-Tax による送信の方法は、マイナンバーカードによる送信と I D・パスワードを使って送信する 2 つの方法があります。

e-Tax の 5 つのメリット

- ・税務署へ行かなくても、自宅から手続きが可能
- ・（一部書類を除き）添付書類の提出省略（保存義務あり）
- ・還付金を早期に受領（3 週間程度）（書面提出の場合：1 カ月～1 カ月半程度）
- ・会計処理から申告までの一連の処理の省力化・ペーパーレス化 申告書がデータで取得可能
- ・確定申告期間は 24 時間利用可能（メンテナンス時間を除く）

（政府広報オンラインから抜粋・抄録）

令和 6 年 4 月 1 日スタート

相続登記の申請が義務化されました！

※令和 6 年 4 月 1 日より前に相続した未登記の不動産については、令和 9 年 3 月 31 日まで

（不動産を相続で取得したことを知った日が、令和 6 年 4 月以降の場合は、その日から 3 年以内）に相続登記をしていただければ問題ありません。

⇒相談先

※1 権利に関する登記について、申請手続きの代理や法務局に提出する登記申請書等の書面の作成及びこれらの相談を受けることを業務として行うことができるのは司法書士及び弁護士に限られています。

※2 未登記建物の表題登記等の表示に関する登記について、土地又は家屋に関する調査又は測量を必要とする申請手続きの代理や法務局に提出する登記申請書等の書面の作成及びこれらの相談を受けることを業務として行うことができるのは、土地家屋調査士に限られています。

●専門家に相談したい場合

日本弁護士連合会（法律相談の案内）・日本司法書士会連合会（相続登記手続の案内）・日本土地家屋調査士連合会の各ホームページ参照

相続登記相談センター（0120-13-7832）：お近くの司法書士相談窓口へつながります

●法務局の手続き案内

登記手続きに関する専門的な知識をお持ちでない方に対して、登記申請書の作成等に必要な情報提供を行っています。登記手続案内の利用時間は、1 回当たり 20 分以内で完全予約制です。

各法務局へ電話でお問い合わせまたはホームページ参照

（法務省：相続登記の申請義務化特設ページから抜粋・抄録）

【消費生活・法律・弁護士相談所のお知らせ】

消費生活上の問題や法律問題等について、専門の相談員等が無料で相談に応じます。

		消費生活相談室				法律相談所(予約制)		弁護士相談所(予約制)	
相談員		消費生活相談員				司法書士		弁護士	
開設時間		10:00～16:00				13:00～16:00		9:30～12:00	
		開設日				開設日		開設日	会場
令和7年	4月	3	10	17	24	3	17		
	5月	1	8	15	22	1	15	22	人権・生活総合相談センター
	6月	5	12	19	26	5	19		
	7月	3	10	17	24	3	17	24	芸北文化ホール
	8月	7	21	28		7	21		
	9月	4	11	18	25	4	18	25	役場 大朝支所
	10月	2	9	16	23	2	16		
	11月	6	13	20	27	6	20	27	豊平地域づくりセンター
	12月	4	11	18	25	4	18		
令和8年	1月	8	15	22	29	8	22	29	人権・生活総合相談センター
	2月	5	12	19	26	5	19		
	3月	5	12	19	26	5	19	26	人権・生活総合相談センター
相談会場		北広島町人権・生活総合相談センター						上記の会場となります	

※ 消費生活相談は、電話での相談もできます。(木曜日)

専用電話 (0826) 72-5571

※ 法律相談・弁護士相談は、事前予約が必要になります。

下記のセンターに電話等で予約いただくか、北広島町公式LINE から予約をお願いします。

相談・予約等に関するお問合せ先
北広島町人権・生活総合相談センター
☎ (0826) 72-5020

【R 7 年度主要事業】

民生委員児童委員（主任児童委員）の一斉改選

（現委員任期： 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで）

【依頼事項】

今年は、民生委員児童委員の一斉改選の年にあたります。

現在、各民生委員児童委員に対し、任期満了に伴う進退の意向を確認しています。退任の意向があった地区では、6 月中を目途に後任委員の選定を行う必要があります。

該当の区長様方には、ご苦勞をお掛けしますが、後任委員の選定にご協力をお願いいたします。

< 任期 > 3 年間（令和 7 年 1 2 月 1 日 ～ 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日）

< 定数 > 民生委員・児童委員 … 7 2 人
主任児童委員 … 5 人

地 域	民生委員児童委員	主任児童委員
芸 北	1 4 人	1 人
大 朝	1 3 人	1 人
千代田	2 6 人	2 人
豊 平	1 9 人	1 人
計	7 2 人	5 人



広島県民生委員児童委員協議会
イメージキャラクター『ミンジー』

【令和7年度主要事業等】

1 火葬場の集約に向けた取組について

令和5年度に策定した「北広島町火葬場整備基本計画」において、町内3か所の火葬場を1か所に集約することとし、令和8年度から浄寿苑（芸北地域）及び光寿苑（豊平地域）の2施設を閉じ、当面の間、慈光苑（千代田地域）に集約し、火葬場を運営していく方針となりました。令和7年度は、慈光苑（千代田地域）の待合室を2室に改修し、集約することで遠方になる地域への対応や窓口手続きについて整理します。

(1) 慈光苑の待合室改修

令和7年9月～令和8年2月 工事

令和8年3月 準備

(2) 集約に伴う運用整理等

令和7年4月～ 関係者協議等

令和7年10月～ 周知等

令和8年4月～ 集約化して運営

2 ゼロカーボンタウン推進事業

(1) 令和7年度 ゼロカーボンタウン推進加速化補助金（別紙チラシ）

前年度からの変更点・・・エコカー、充放電設備、住宅断熱改修を補助対象外としました。

(2) ゼロカーボン推進室が新設されました。補助金のお問い合わせ・申請は4階窓口へ。

3. 北広島町 TNR 補助金（別紙チラシ）

令和6年度から、飼い主のいない猫（野良猫）の繁殖を抑制し、周囲に対する危害または迷惑を未然に防止するため「TNR活動」を行う個人、行政区等の団体に、手術に要する費用の一部（猫1匹につき、上限5,000円）を補助しており、継続して実施します。

4. 資源ごみ回収ステーションについて（別紙チラシ）

(1) 地域の団体が、資源ごみ分別拠点回収モデル事業により回収ステーションを設置しています。どなたでも利用できますが、管理者の指示に従い、正しく分別して利用してください。

設置場所	回収しているもの
北広島町役場庁舎裏駐車場	古紙、アルミ缶、スチール缶、ビン
北広島町役場豊平支所駐車場	古紙、アルミ缶、スチール缶、ビン、ペットボトル
豊平学園体育館前	古紙、アルミ缶、スチール缶
芸北中学校駐輪場	古紙、アルミ缶、スチール缶、ビン、ペットボトル
広島新庄学園	古紙、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル

※古紙（新聞、雑誌、段ボール等）は束ねて、ビンやカン、ペットボトルは中を出して洗ってください。

(2) 役場本庁、支所では窓口では、現在行っている小型家電（テレビ等の家電4品目以外）や乾電池の引き取りに加えて、4月からボタン電池、小型充電式電池（リチウムイオン電池等）、使い捨てライターも引き取ります。

北広島町 T N R 補助金

— 北広島町 T N R 活動にかかる猫不妊及び去勢手術費補助事業 —

飼い主のいない猫の繁殖を抑制することで、周囲に対する危害または迷惑を未然に防止するとともに、不幸な野良猫の数を減らし、人と動物が共生できるまちづくりを目指します。

※ **T N R とは**…野良猫の繁殖を抑え、数を減らすことを目的に、猫を T (トラップ) 捕まえて・N (ニューター) 不妊去勢手術を行い・R (リターン) 元に戻す活動です。

○対象： **飼い主のいない猫の不妊去勢手術費**

飼い主のいない猫であることの確認（近隣への聞き取り等）は申請者に行っていただきます。

○申請者：北広島町に住民登録がある **個人** 北広島町に本拠を置く **住民団体**

○補助額： **最大 5 千円**（手術を受けた猫 1 匹につき） 予算限度額に達した時点で受付を終了します。

○手続き： **手術前に申請が必要**です。 事前に北広島町環境生活課環境管理係まで お問い合わせください。

○申請書類：申請書（様式第 1 号）・誓約書（様式第 2 号） 添付書類（手術する猫の写真・生息区域の位置図）等

○受付期間： **4 月 1 日～**



↓ 補助金の詳細はこちら（町の HP）



【お問い合わせ先】
北広島町
環境生活課環境管理係
TEL：0826-72-7365

※猫は正しく飼いましょう。

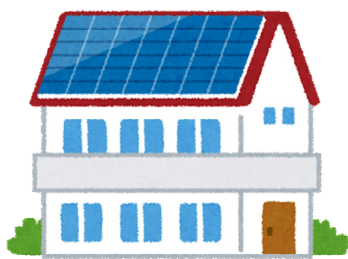
不妊去勢手術を行い、迷子になっても大丈夫なよう **首輪をつけ**て、**屋内で**飼いましょう。

令和7年度 ゼロカーボンタウン推進加速化補助金

本町では、令和4年度に策定した「北広島町地球温暖化対策実行計画～北広島町ゼロカーボンタウン推進計画～」を推進するため、**地球温暖化を引き起こす二酸化炭素排出量を削減すること**を目的として、町民のみなさんや町内の事業者を対象に、太陽光発電設備や蓄電池の導入、省エネ機器（高効率な給湯、空調、照明）の設置等を支援します。

【補助例】（対象となる事業は裏面をご覧ください。）

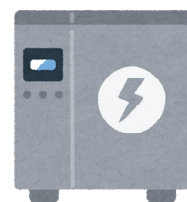
【太陽光発電設備】



《個人》 補助額：7万円/kW
上 限：70万円/件
《事業者》 補助額：5万円/kW
上 限：1,000万円/kW



【蓄電池設備】



《個人》 補助額：蓄電池の1/3
上 限：個人25万円/件
《事業者》 補助額：蓄電池の1/3
上 限：事業者300万円/件

太陽光とセットで導入可！
※単体導入は不可

事業のおもな要件

- (1) 二酸化炭素の排出の削減に効果がある事業であること。
- (2) 整備する設備は商用化され、導入実績があるもの。また、中古設備は交付対象外とします。
- (3) 事業全体の費用効果が25万円/t-CO₂を超える部分は、交付対象事業費から除外します。
- (4) 施工は専門業者のみが行うこととし、DIY施工等は対象外とします。
- (5) 補助対象設備ごとに、別途要件があります。

※交付決定前にすでに設備を導入された場合は、補助の対象外です。

補助対象（申請者）のおもな要件

- (1) 北広島町に住民票がある個人又は町内に事業所をもつ事業者で、居住する住宅や使用している事業所、もしくは同一敷地内の建物（土地）に設置すること。
- (2) 申請者及び使用者が、町税その他町の徴収金の滞納がないこと。

申請受付期間・募集要領及び申請書の入手方法

申請書類はこちら

令和7年5月1日(木)～令和7年12月26日(金)

※募集要領及び申請書は、北広島町ホームページからダウンロードしてください。

※申請書は郵送（書留等）、持参又は電子メールにより提出してください。

※先着順で順次採択を行います。交付決定前に、導入しないようにご注意ください。

※募集期間内でも予算額に達した時点で受付を終了することがあります。



問合せ・申請窓口

北広島町環境生活課 ゼロカーボン推進室 ※窓口相談の際は事前にご連絡ください。

〒731-1595 北広島町有田1234番地 北広島町役場 4 階

TEL0826-72-7365 Eメール:zero@town.kitahiroshima.lg.jp

【補助対象一覧】

補助対象設備	個人設置	事業者設置
太陽光発電設備 *固定価格買取制度(FIT)で 売電するものは対象外	住宅(新築・既存住宅) 補助額 7万円/kW 上 限 70 万円/件 ※パネル容量とパワーコンディショ ナ容量のどちらか小さい値 ※PPA、リース事業も対象	事業所(新築・既存事業所) 補助額 5万円/kW 上 限 1,000 万円/件 ※パネル容量とパワーコンディショ ナ容量のどちらか小さい値 ※PPA、リース事業も対象
蓄電池設備	住宅(新築・既存住宅) 補助率 蓄電池の1/3 上 限 25 万円/件 4,800Ah・未満相当の kWh 未満: 15.5 万円/kWh(工事費込み・税 抜)の 1/3 ※太陽光発電設備と同時導入	事業所(新築・既存事業所) 補助率 蓄電池の1/3 上 限 300 万円/件 4,800Ah・未満相当の kWh 以上: 19 万円/kWh(工事費込み・税抜) の 1/3 ※太陽光発電設備と同時導入
木質バイオマス熱利用設備	補助率 2/3 上 限 50 万円/件 (事業所の場合、上限なし) ※燃料の木質バイオマスは原則として町内森林から調達	
高効率空調機器	補助率 1/2 上 限 10 万円/件	補助率 1/2 上 限 40 万円/件
高効率給湯機器	補助率 1/2 上 限 20 万円/件	
高効率照明機器		補助率 1/2 上 限 200 万円/件
新築 ZEH	補助額 55 万円/戸	

よくある質問

Q1. ほかの補助制度との併用は可能ですか？

A1. 原則として、交付対象設備において、国、及び北広島町の補助は併用できません。補助金の併用をお考えの場合は事前にご相談ください。

Q2. 交付決定までの標準的な処理期間はどれくらいですか？

A2. 書類の不備がなく申請を受け付けてから 2～3 週間程度を目安としてください。

Q3. 申請時点で町内に住民票がない個人、または事業所がない事業者は申請できますか？

A3. 申請は可能ですが事業の完了までに、町内に住民票を移す、または事業所を設置する必要があります。
また、この場合交付申請書類の『事業計画書』備考欄にその旨を記載してください。

ごみを資源に！地域の宝に！～みんなで創る「ごみゼロのまち」～

資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動

北広島町では、リサイクル意識の向上、ごみの減量化を図ることを目的に、「資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動事業」を展開しています。事前に登録された団体が集めた資源ごみの量に応じて、助成金を交付しています。

古紙、アルミ缶、スチール缶などを団体に集めてリサイクルすれば団体の活動資金となり、ご家庭で使用する指定ごみ袋がなくなります。

家庭ごみを資源にし、ごみを減らして、「ごみゼロのまち」北広島町を目指しましょう！

対象期間

令和7年4月から令和8年3月

対象団体

行政区、子ども会、女性会、PTA、振興会、などの住民団体

対象品目

- ◎古紙（新聞・雑誌・ダンボール等・ざつ紙）
- ◎アルミ缶 ◎スチール缶 ◎ペットボトル ◎衣類
- ◎廃食油 ◎びん類



助成金額

団体が集めた資源ごみを回収業者へ引き渡し、業者の発行した計量伝票の重量に、

1kgにつき7円を乗じて得た額を助成します。

（助成金額 ＝ 資源ごみの量(kg) × 7円(計量伝票の1キログラム未満の重量は切り捨てる）

合わせて、

地域の皆様が資源ごみを分別して出せる拠点を設置管理できる団体を募集しています！
（資源ごみ分別拠点回収モデル事業）

■対象団体

回収コンテナの設置、および管理をしていただける団体

（設置場所については、団体でご用意していただくか、町有地等の活用となりますのでご相談ください）

■対象品目

資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動事業と同じ（回収品目についてはご相談ください。）

■補助について

- ・資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動事業により（7円/kg）を交付します。
- ・必要資材を提供します。（分別用コンテナ・分別標識など、ご相談ください。）

■活動団体（令和6年度末現在）

- ・特定非営利活動法人 INE OASA ・社会福祉法人みぶ福祉会（ぴいぱぶ） ・小木次部落
- ・阿坂資源ゴミ回収グループ ・川小田結いの里づくりの会 ・琴庄親和会 ・芸北中学校生徒会
- ・広島新庄学園生徒会 ・豊平学園児童生徒会

【令和7年度主要事業等】

1 農畜産物ブランド化の推進

(1) 日本一美味しいお米コンテスト・第4回全日本お米グランプリ in 北広島町開催事業

【開催目的】

古くから稲作文化が息づくこの北広島町で、全国規模のお米グランプリを開催し、全国の米生産者が交流を通じて切磋琢磨しあえる場を創造するとともに、生産した米の品質を競う場を創出し、良質米の生産に取り組む意欲の向上を図ることにより、国内産米の品質を底上げし、米の消費拡大を図るとともに、生産者と消費者の思いを繋ぎ合わせ、消費者に安心・安全な美味しいお米を提供していくことを目的としています。

【大会スケジュール等（予定）】

○応募申込等	8/1～9/5
	機械審査部門 先着 500 点
	食味審査部門 先着 200 点
○機械審査（1次審査）	10月中旬～10月下旬
○食味審査（1次審査）	10月中旬～11月上旬
○機械・食味審査 （2次審査）	10月下旬～11月中旬
○最終審査	12/7（日）北広島町まちづくりセンター
○表彰等	グランプリ、準グランプリ、金賞、 銀賞、表彰米の販売等



【その他】

第3回大会における町内産米受賞結果（令和6年12月1日開催）

- ・金賞2点（コシヒカリ）、銀賞2点（いのちの粳）
- ・大会開催と合わせて、北広島町産米のPR等の「北広島町お米発信プロジェクト」の取組により、「米どころ北広島町」の取組を進めていきます。

2 農業を支える基盤づくり

(1) ウッドチップパー貸出事業について

里山整備等の森林の保全活動等における林地残材の処理（枝葉及び竹をチップ化処理等）に利用する場合、小型ウッドチップパーの貸出を行います。

【貸出機械】

クローラ自走式、処理可能径（最大14cm）、軽トラでの運搬可能 ※保管場所 千代田地域

【貸出手続きについて】

- ①農林課へ事前相談⇒②利用申込（2週間前に申込）⇒③決定通知⇒④貸出（最大2週間）⇒⑤返却（清掃及び燃料「レギュラーガソリン」満タンで返却）

※使用料は無料です。貸出後異常が発生した場合、修繕費用を負担いただく場合があります。
希望がある場合は、農林課までお問合せください。

(2) 令和8年度農業委員・農地利用最適化推進委員の一斉改選について

現在の農業委員・農地最適化推進委員の任期は令和8年7月31日で満了となるため、令和8年度に一斉改選となります。このため一斉改選に向け令和7年度末（令和8年3月1日～令和8年3月31日予定）に公募を実施します。

【農業委員】

- ①募集人数：19名、②任 期：令和8年8月1日から3年間

【農地利用最適化推進委員】

- ①募集人数：24名、②任 期：令和8年8月1日から3年間

農山村体験推進事業

令和 7 年度は、現時点で広島県内小学校の体験活動 13 校、国内の修学旅行 16 校の受け入れを予定しています。

本町の自然豊かな農山村生活体験を通じて健全な青少年の育成に寄与すると共に、受け入れ地域の元気づくり、地域経済の活性化に取り組みます。

《依頼事項》

コロナ禍以降、家庭状況の変化や高齢化の影響により、民泊受入家庭数は減少傾向にあります。教育民泊の受入を始めるにあたり、新たな投資は特に必要なく、既存の環境で受け入れが可能です。

また、新たに民泊を受け入れたご家庭からは「子供たちと過ごすことで元気をもらえた」という声も寄せられています。子供たちとの交流は、地域に活気が生まれる貴重な機会となっていますので、この取り組みを支えていただくためにも、ぜひ受入家庭としてのご登録にご理解とご協力をお願いいたします。

また、詳しい説明をお聞きになりたい場合は、お気軽に商工観光課又は観光協会へお問い合わせください。

併せて、本年度も多くの児童、生徒の受け入れを行います。地域の皆様にも歓迎していただきますようご理解とご協力をお願いします。

《資 料》

【山海島体験活動（県内小学生）】

NO	種 別	学校数	児童数	泊数	受入期間
1	町内小学校	7 校	116 名	2 泊 3 日	7/23～8/29
2	町外小学校	6 校	163 名	2 泊 3 日 1 泊 2 日	7/28～2/6
	合 計	13 校	279 名		

【体験型修学旅行（県外からの受入）】

No	種別	地域	生徒数	泊数	受入期間
1	小学校 1 校	大阪府	100 名	1 泊 2 日	5/19～5/20
2	中学校 7 校	兵庫・大阪府	631 名	1 泊 2 日	4/23～6/17
3	高校 8 校	愛知県・神奈川県 埼玉県・東京都	711 名	1 泊 2 日	6/4～3/4
計	16 校		1,442 名		

※令和 7 年 4 月 1 0 日現在の予定です。

豊かな人間性と文化を育み、 一人一人がともに輝く義務教育の実現



1. 第2次北広島町義務教育振興基本計画の推進

【義務教育目標】

- ①安心・安全な教育環境の確保 ②ふるさとを愛し、誇りをもつ心を育てる
- ③健康でたくましい児童生徒を育成する ④心豊かな児童生徒を育成する
- ⑤確かな学力を育成する

【義務教育の方向性】

- (1)「体、徳、知」で“北広島の子ども”を育む
- (2) 学校と地域が一体となって“北広島の学びの場”を支える

2. コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の展開

＊コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い、学校運営に反映させることで、一緒に協働しながら子ども達の豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めて参ります。

豊平学園、大朝小中学校、壬生小学校、八重小学校、芸北小中学校、八重東小学校、本地小学校、千代田中学校の全校を指定しています。

3. 地元高校支援事業

＊地元の高校を支援することで若者定住や地域振興を図ります。学校存続のための魅力アップ支援や下宿支援、公営塾、クラブ活動の支援を行います。

4. 安全・安心な教育環境の整備

＊学校統合に伴う大朝小学校改修工事、旧共同調理場・体育館解体工事

＊豊平学園後期校舎改修工事（トイレ改修ほか）

＊GIGA スクール構想（児童生徒一人一台端末、超高速インターネット及び無線 LAN を活用した「新しい学び」）の展開

【資料】北広島町小中学校児童生徒数

令和7年度北広島町小中学校児童生徒数

令和7年4月7日 現在

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合 計	学級数
芸北小学校	9	8	5	10	7	9	48	6
大朝小学校	10	15	13	11	21	10	80	7
八重小学校	29	38	18	29	21	29	164	9
八重東小学校	13	22	12	18	14	19	98	8
壬生小学校	17	25	19	26	25	15	127	9
本地小学校	4	9	15	7	10	9	54	8
豊平学園(前期)	15	15	19	11	20	20	100	8
小学校計	97	132	101	112	118	111	671	55
芸北中学校	12	9	10				31	4
大朝中学校	8	16	11				35	3
千代田中学校	74	77	83				234	9
豊平学園(後期)	12	16	20				48	5
中学校計	106	118	124				348	21
合 計							1,019	76

※児童生徒数及び学級数には特別支援学級を含む

(凡例)

小学校中 は複式学級

	区分	小学校	中学校
単式学級	第1学年～第4学年	35人	40人
	第6学年以上	40人	
複式学級	第1学年を含む場合	8人	8人
	第1学年を含まない場合	16人	

5. 北広島町生涯学習推進計画の推進

生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指します。

あらゆる「学び」から「ひとづくり、つながりづくり、まちづくり」に繋げ、つながりを生かした持続可能なまちづくりの実現に取り組みます。

6. 北広島町ふるさと夢プロジェクト事業

若者定住事業の一環として～夢を持ち、ふるさとを知り、ふるさとを愛し、将来ふるさとに住みたい、ふるさとに貢献したい子どもの育成～を目的に実施する。北広島町で「こんなことができる、こんなものもできる」と思える魅力ある事業を行い、子どもたちに町の魅力を再確認させ、将来「北広島町に住みたい、北広島町のために貢献したい」と思える子どもの育成を図る。

◎小学校事業：町内お宝発見ツアー（４年生）



宿泊体験活動（５年生）



夢実現講演会（６年生）



◎中学校事業：キャリア教育（そば打ちクラブ、茅プロジェクト等）

◎各学校区事業

7. 家庭教育支援事業

地域の実態に則した体験活動を実施することにより、地域を含めた教育力向上や支援事業を行う。

- 放課後子ども教室
- 親プロ推進事業

8. 放課後児童クラブ運営事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後・土曜日・長期休業日等に、子どもの生活の場を提供し、健全な遊びや、いろいろな体験を通して、健康かつ情操豊かな児童の育成を図る。

○公立児童クラブ

- ・千代田放課後児童クラブ（登録児童数 83 人）
- ・壬生放課後児童クラブ（登録児童数 52 人）
- ・八重東放課後児童クラブ（登録児童数 42 人）
- ・本地放課後児童クラブ（登録児童数 24 人）
- ・大朝放課後児童クラブ（登録児童数 38 人）

○私立児童クラブ

- ・芸北児童クラブ（登録児童数 33 人）
- ・ふたば児童クラブ（登録児童数 25 人）
- ・都谷児童クラブ（登録児童数 30 人）
- ・みなみ児童クラブ（登録児童数 27 人）

9. 2020 年東京オリンピックホストタウン推進事業

2021 年に開催された、東京オリンピックでホストタウン事業として、ドミニカ共和国柔道代表選手の事前合宿受入や、ドミニカ共和国を応援したことがきっかけとなり、北広島町とドミニカ共和国選手団及び関係者との友好が深まった。東京オリンピック終了後もドミニカ共和国との友好関係を継続・発展させることとし、2025 年開催の大阪万博での交流も実施する予定。

10. 芸術文化振興事業

○第 18 回鬨光記念北広島町児童生徒自画像展

これまでの小・中学校、高校に定着した成果を土台に、児童・生徒の芸術に出会い親しむ足がかりとして開催し、親から子へと 2 代、3 代と引き継がれる美術イベントを目指す。

11. 文化財保護、収蔵庫等管理運営事業、高原の自然館事業

○伝承館、歴史館、自然館活用事業（別表）

別表 生涯学習主要イベント予定一覧

開催時期	行 事 名	会 場	内 容
4月12日(土)	千町原の草原保全活動	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
4月19日(土)	雲月山の山焼き	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
4月27日(日)	庭園鑑賞会	万徳院跡歴史公園・ 吉川元春館跡歴史公園	万徳院春を食べるかい！と共催
4月29日(祝)	霧ヶ谷湿原で小型サン ショウウオを観察しよ う	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
5月3日(祝)	山焼き後の雲月山植物 観察	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
5月4日(祝)	完成企画展「狐ヶ崎写し と甲冑」	吉川元春館跡歴史公園	
5月5日(祝)	サクラソウのモニタリ ング	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
5月11日(日)	八幡高原の野鳥観察会	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
5月11日(日)	オオハンゴンソウの駆 除活動	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
5月17日(土)	八幡湿原の植物観察会	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
5月予定	史跡ハイキング	未定	町内の遺跡について解説を受けながら歩く
6月1日(日)	霧ヶ谷湿原の整備	芸北	八幡湿原自然再生協議会
6月1日(日)	壬生の花田植	壬生の花田植特設会場	
6月21日(土)	八幡湿原の植物観察会	芸北八幡	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
6月22日(日)	霧ヶ谷湿原の昆虫観察 会	芸北八幡	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
6月予定	日山城跡草刈りイベン ト	日山城・浄必寺跡	住民参加による登山路や郭の草刈りを実施

7月5日(土)	ブッポウソウの観察会・巣箱づくり	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
7月19日(土)	滝山川の水生動物観察会	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
8月2日(土)	昆虫を捕まえて観察してみよう	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
7月23日(水) ～25日(金)	夢プロ 町内民泊 (5年生対象)	町内民泊	八重小・八重東小
7月29日(火) ～31日(木)	夢プロ 町内民泊 (5年生対象)	町内民泊	芸北小
8月20日(水) ～22日(金)	夢プロ 町内民泊 (5年生対象)	町内民泊	壬生小・本地小
8月23日(土)	石器の観察会	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
8月23日(土)	霧ヶ谷湿原(夜の昆虫観察会)	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
8月24日(日)	標本教室(昆虫編)	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
8月27日(水) ～29日(金)	夢プロ 町内民泊 (5年生対象)	町内民泊	大朝小・豊平学園
9月21日(日)	深入山の植物観察会	安芸太田町	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
9月28日(日)	千町原の植物観察会	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
9月30日(火)	夢プロ ロケット講演会 (6年生対象)	千代田運動公園	夢を実現し宇宙開発に携わる植松努氏の講演とロケット作成・打上げ
10月19日(日)	戦国まつり 2025	吉川元春館跡歴史公園	安芸吉川会
11月3日(祝)	天狗石山の植物観察会	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
11月8日(土)	八幡高原の野鳥観察会	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
11月23日(祝)	千町原の茅刈り	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会

12月6日(土)	いきいき文化交流会	交流センター紫の里	町民による芸能発表会・作品展示
12月7日(日)	冬芽の観察会	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
12月13日(日)	ムササビの観察会	千代田	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
1月10日(土)	冬を生きる動物の生態	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
1月11日(日)	令和8年北広島町二十歳のつどい	交流センター 紫の里 (千代田開発センター)	北広島町出身者及び在住者の成人式
2月1日(日)	雪原のトレッキング	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
3月1日(日)	早春のトレッキング	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
通年	夢プロ ふるさと探検 (4年生対象)	町内	各小学校

・芸北民俗芸能保存伝承館企画展

- 4月 「食文化」
- 5月 「壬生の花田植」
- 7月～8月 「きたひろクイズラリー」
- 10月 「きたひろ今昔物語ワイド版・民俗学者 宮本 常一」
- 12月 「たぬきの糸車・ごんぎつね」

・絵画事業計画

- 収蔵作品の貸出事業の継続・拡大拡大
- 収蔵作品展（2回程度）
- 薨光自画像展との連携企画展
- 11月町外作家の展覧会協力予定